

福岡県議会では、議会棟来庁者の利便性の向上及び議員、職員の福利厚生の一環としてレストランを設置しております。現在の運営事業者の営業期間が本年度末をもって満了することに伴い、健全で安定した経営のもと、良質な飲食物の提供が可能な事業者を新たに募集します。

福岡県議会棟1階の所定の場所において、提示する諸条件の下、継続して質の高いサービスの提供が可能な飲食（食堂・喫茶等）経営事業者を募集します。

1 公募物件の概要

営業事業者は、該当物件について、福岡県より行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて、レストラン運営を行います。

使用許可場所所在地	使用許可面積
福岡市博多区東公園7-7	420.86㎡

※使用許可面積のうち、フロア部分 337.47㎡、厨房及びその他部分 83.39㎡

2 営業について

(1) 営業形態

レストラン等の運営（議会棟内の出前対応しているものが望ましい）

(2) 営業日及び営業時間（現行）

ア 営業日

月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）

※ただし、お盆期間及び年末年始の休業があります。

イ 営業時間

会期中： 10：30～15：00

閉会中： 11：00～14：00

(3) 提供メニュー及び価格

事業者からの企画提案内容を踏まえ、出店事業者確定後に協議のうえ決定します。

現行メニュー：ランチ、定食、カレー、ハヤシライス、麺類（うどん、そば等）

ドリンク類（ビール含む）、弁当（出前用、仁和加御膳）、軽食等

(4) 設備等について

ア 別紙「厨房器具・備品一覧表」に記載の備品を貸与します。なお、貸与品は現に使用しているものであり、新品ではありません。

イ ア以外の備品が必要な場合は、出店事業者において調達いただきます。

ウ 施設及び設備は原則、現状のまま使用するものとします。ただし、事前に議会事務局の承認を得た場合は、出店業者の負担と責任により、設備の改修を実施することができるものとします。

なお、出店事業者の責めに帰すべき事由による破損等については、出店事業者の負担において原状回復するものとします。

3 応募について

(1) 応募者の資格

次に掲げるアからオまでのすべての要件を満たす者が応募できるものとします。

ア 県内に事業所等を有し、1年以上継続した飲食業の営業実績を有すること

イ 国税及び県税を滞納していないこと

ウ 過去3年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと

エ 申請者及び法人にあってはその役員（法人登記簿に記載されている者）が、福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有していないこと

オ 営業又は従事に際し、資格又は免許等を必要とするものについては、資格免許等を有する者を従事させること

※ 共同運営の場合、グループを構成するすべての者が上記を満たすこと

(2) 応募方法

ア 申込書類を提出先まで持参または郵送してください。

イ 受付期間

令和3年2月10日（水）～ 令和3年3月5日（金）

※ 土、日、祝日は持参での受付は行いません。

※ 持参での受付時間は午前9時から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

ウ 提出先

〒812-8574 福岡市博多区東公園7-7

福岡県議会事務局総務課 宛

(3) 応募に必要な書類

下記の書類を必ずA4判の封筒に入れ、封をして提出してください。

ア 応募申込書（様式1）

イ 役員一覧表（任意様式）

ウ 提案書（任意様式）

エ 会社概要（パンフレット可）

オ 直近2年分の決算書の写し（連結決算ではなく応募業者のみのもの）

カ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

キ 国税及び県税の未納がないことの証明書（納税証明書）

(4) 営業開始予定

令和3年度のできるだけ早い時期を想定しています。

なお、具体的な営業開始日は事業者選定後に両者協議のうえ決定します。

お問合せ先

福岡県議会事務局総務課 堀江

TEL : 092-643-3823